

議案第16号

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

亀が岡保育園を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表葛飾区亀が岡保育園の項を削り、同表葛飾区東立石保育園の項中「Ⅱ 東立石四丁目45番5号」を「Ⅱ 東立石三丁目3番15号」に改める。

付 則

この条例中別表葛飾区亀が岡保育園の項を削る改正規定は平成31年4月1日から、同表葛飾区東立石保育園の項の改正規定は同年3月25日から施行する。